

10月27日(日)

参議院埼玉県選出議員補欠選挙の投票日です

選挙日程

告示日 10月10日(木)
投票日 10月27日(日)午前7時～午後8時
開票日 10月27日(日)午後9時から(北地区体育館)

投票できる人

平成13年10月28日までに生まれた人(投票日当日満18歳以上)で、令和元年7月9日までに東松山市に住居登録され、引き続き3か月以上市内に住んでいる日本国民。

入場券

投票所入場券は、10月10日ごろ、郵便で各家庭にお届けします。

入場券が万一届かなかつたり、紛失したりしても東松山市の選挙人名簿に登録されていれば、投票することができますので、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、病気、妊娠などにより投票所に行けない人は、次の期間、場所で期日前投票ができます。

(投票所で時間が異なりますので、ご注意ください)

期間	場所
10月11日(金)～26日(土) 午前8時30分～午後8時	総合会館 1階情報発信コーナー
10月20日(日)～26日(土) 午前9時30分～午後7時	高坂図書館大会議室

不在者投票

当日の投票所にも、期日前投票所にも行けない人のための制度で、滞在地での投票、指定施設での投票、郵便によ

る投票があります。事前に申請などの手続きが必要となる場合がありますので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報

有権者の皆さんに投票のための資料にさせていただくため、各候補者の氏名、経歴、政見、顔写真などを掲載した選挙公報を発行します。

選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭にお届けします。また、市役所、各市民活動センターなどに選挙公報を備えておきますので、ご利用ください。

開票速報

市HPをご確認ください。

投票所が一部変わります

入場券の表面に、ご自分の投票する場所が記載されていますので、お間違えないようお越しください。

投票区	変更前	変更後
5	松山第一小学校放課後子ども教室	松山中学校美術室
11	和泉町集会所	松山女子高等学校部室棟
13	東平自治会館	平野市民活動センター内
17	唐子市民活動センター工作室	唐子小学校体育館
21	高坂市民活動センター内	高坂小学校体育館
27	野本市民活動センター工作室	野本コミュニティセンター

選挙管理委員会 ☎21-1443 ☎24-6123

今回変更になった投票所一覧

第5投票所
松山中学校美術室
松葉町2-6-11

第11投票所
松山女子高等学校部室棟
和泉町2-22

第13投票所
平野市民活動センター内
大字東平567-1

第17投票所
唐子小学校体育館
大字新郷642

第21投票所
高坂小学校体育館
大字高坂1179

第27投票所
野本コミュニティセンター
大字下野本1157-1

市政情報

10月の納税

□市県民税(第3期)・国民健康保険税(第4期)

納期限は10月31日(木)です。口座振替の場合も、10月31日(木)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

□夜間納税相談窓口

日中來庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

日 10月31日(木)、11月29日(金)午後5時15分～7時

場・問収税課

☎21-1409
☎23-2238

10月から12月までは滞納整理強化期間～ストップ！滞納～

県内市町村と県では、「滞納整理強化期間」を設け「ストップ！滞納」を合い言葉に徴収対策を進めています。市では再三の催告にもかかわらず市税を納付いただけない場合には、預貯金・給与・不動産の差押えなど、滞納解消に向けた取組を行います。

市税の納期内納付をお願いします。

10月から3月までの市税等納期限一覧表

市有地を売却します

市が保有する土地を一般競争入札で売却します。申込み前に入札実施要領を必ず確認して、ご参加ください。入札実施要領は管財課で配布します。

入札期日 11月22日(金)午前10時から(要事前申込)

場 総合会館地下1階B01会議室

物件番号	所在地	地目	面積
1-1	新宿町27番21、27番22	宅地	206.01㎡
1-2	美原町三丁目10番2	畑	299㎡
1-3	山崎町16番1	宅地	206.4㎡
1-4	山崎町17番13	宅地	384.94㎡
1-5	山崎町18番6	宅地	220.11㎡

※市HPで現地の写真等を掲載しています。

問管財課

☎21-1423
☎22-4031

納期限	市県民税	固定資産税	国民健康保険税
10月31日	第3期		第4期
12月2日			第5期
12月25日			第6期
1月31日	第4期		第7期
3月2日			第8期

浄化槽の補助金交付制度

生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する人に予算の範囲内で補助金を交付し、普及を図っています。

対象区域

公共下水道認可区域及び生活排水を集散的に処理する施設を有する区域を除く市内全域

補助対象要件

- ・環境省が定める環境配慮型浄化槽及び高度処理型浄化槽の要件に該当する浄化槽であること
- ・10人槽以下の合併処理浄化槽で住宅に設置するもの
- ・放流先が確保され、放流先の管理者との協議が整っていること
- ・令和元年度中に設置するもの(既に施工をされているものは補助対象にはなりません)
- ・県知事への登録・届出をしている工事業業者で浄化槽法に基づく浄化槽設備士の下で工事を

実施すること
※そのほかの要件もありますので、詳細は環境センターへお問い合わせください。

補助金額

	5人槽	7人槽	10人槽
設置費	352,000円	434,000円	568,000円
処分費	60,000円(限度額)		
配管費	200,000円(限度額)		
補助金合計	612,000円	694,000円	828,000円

申・問環境センター ☎24-2888 ☎24-2838

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換すると、排水の汚れを約8分の1に減らすことができます!

